

# 第 1 2 回石川町農業委員会総会議事録

1 招集年月日 令和 2 年 1 1 月 1 6 日 (月) 午後 1 時 3 0 分

2 招集場所 石川町役場 3 階 議場

## 3 議案

### ( 1 ) 議案第 5 1 号

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定の件

### ( 2 ) 議案第 5 2 号

農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定の件

### ( 3 ) 議案第 5 3 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定の件

### ( 4 ) 議案第 5 4 号

荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定の件

### ( 5 ) 議案第 5 5 号

石川町農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定の件

### ( 6 ) 議案第 5 6 号

農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件

### ( 7 ) 議案第 5 7 号

農地中間管理事業に係る農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用配分計画の諮問に対する意見決定の件

出席委員

農業委員 8名

1番	佐川	修一	2番	根本	常和	3番	近内	貞夫
4番	金沢	和則	5番	芳賀	正幸	6番	緑川	一男
7番	緑川	喜友	8番	仲田	昌勝	9番	遠藤	武重

農地利用最適化推進委員 コロナ対策のため招集なし。

欠席委員 なし

事務局	事務局長	武藤	伝
	農地管理係長	三瓶	桂治
	書記	矢内	康裕

・議 長 本日の出席は9名です。定足数に達しておりますので、只今より第12回石川町農業委員会総会を開きます。

議事録署名人の選出ですが、議長指名でご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議ないものと認め、1番 佐川修一委員 2番 根本常和委員を指名いたします。

事務局長 議事に入ります前に議案書の差替えがありますので差替えをおねがいます。

「議案第54号 現況確認証明に対する意見決定の件」について当初現況確認証明として上程しておりましたが、対象農地が農振農用地であることから、現況確認証明については取り下げて頂き改めて「荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定の件」として上程いたします。

また、「議案第57号 農地中間管理事業に係る農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画の諮問に対する意見決定の件」については議案書送付時点で一部決定していない事項がありましたが決定いたしましたので本総会において追加で審議して頂くものです。

---

#### (1) 議案第51号

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件

・議 長 それでは議事に入ります。議案第51号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

・事務局長 (議案朗読)

只今説明しました農地法第3条第1項番号1から3につきまして、農地法第3条第2項各号不許可要件に該当していないことを報告いたします。

・議 長 農地法第3条第1項番号1を調査されました金沢和則委員に報告を求めます。

・金沢和則委員 農地法第3条第1項番号1についてです。

調査日が令和2年11月9日の午前10時30分より調査担当は農業委員の私と遠藤・味原各委員で立会人が譲受人の〇〇〇〇と譲渡人の〇〇

〇〇です。〇〇〇〇〇〇〇〇の土地が田んぼで合計 9 7 3 m<sup>2</sup>です。〇〇〇〇〇〇〇〇の土地が田んぼで 1, 2 4 2 m<sup>2</sup>です。

現地は、〇〇〇〇〇〇〇〇から南西に約 8 5 0 m ほど行った〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北側の場所にあります。番号 2 の〇〇〇〇〇〇〇〇〇の土地と一体に水田として利用されています。

今回譲渡人の〇〇〇〇が石川町から転居するということで、その前に自分が所有する土地を全部処分したいということで今回の申請になっております。実際この土地は譲受人になる〇〇〇〇が現在すでに耕作しており特に問題はないと思われまます。

以上調査した結果、当案件は問題ないものと考えますのでご審議の程よろしくお願ひします。

・議 長 只今報告のありました農地法第 3 条第 1 項番号 1 の件について、何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第 5 1 号 農地法第 3 条第 1 項番号 1 について承認するものと決定いたします。

・議 長 続きまして、農地法第 3 条第 1 項番号 2 を調査されました金沢和則委員に報告を求めます。

・金沢和則委員 続けて農地法第 3 条第 1 項番号 2 に対する現地調査の報告を行います。

調査日は同じく令和 2 年 1 1 月 9 日の午前 1 0 時 3 0 分よりということで調査担当の農業委員は私と遠藤さんと味原さんと立会人が譲受人の〇〇〇〇です。譲渡人の〇〇〇〇は譲受人の〇〇〇〇に委任するということです。

〇〇〇〇〇〇〇〇の土地が田んぼ 1 9 3 m<sup>2</sup>ということで先程 1 番で審議して頂いた〇〇〇〇〇〇〇〇〇の土地と一体として水田として利用されております。

譲渡人は高齢のために耕作はしていなくて、すでに〇〇〇〇の方で耕作をしているということで今回処理をするということで申請となりました。

調査した結果、当案件は問題のないものと考えますのでご審議の程お願ひします。

・議 長 只今報告のありました農地法第 3 条第 1 項番号 2 の件について、何かご

意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 異議のないものと認め、議案第51号 農地法第3条第1項番号2について承認するものと決定いたします。
- ・議 長 続きまして、農地法第3条第1項番号3を調査されました金沢和則委員に報告を求めます。
- ・金沢和則委員 農地法第3条第1項番号3の報告でございます。

調査日が同じく令和2年11月9日の午前10時30分から調査担当も同じく私と遠藤さん味原さんで、立会人が譲受人の〇〇〇〇で譲渡人の〇〇〇〇は〇〇〇〇に委任するということになっております。

〇〇〇〇〇〇〇〇の土地これは先程の下、〇〇〇〇〇〇〇〇の今度南側にありまして、1番の〇〇〇〇〇〇〇〇と隣接してほぼ一体となっております。現在耕作はしていないのですが、譲受人である〇〇〇〇が整備をした上で耕作をしていくということで確認を取っております。

以上調査の結果、当案件は問題ないものと考えますので審議よろしくお願ひします。

- ・議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号3の件について、何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 異議のないものと認め、議案第51号 農地法第3条第1項番号3について承認するものと決定いたします。

---

## (2) 議案第52号

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件

- ・議 長 続いて議案第52号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

- ・事務局長 (議案朗読)

農地法第4条第1項番号1についてですが事業計画者は集合賃貸住宅の建築を目的とし今回の申請に至っております。なお、申請地は第3種農地です。

・議 長 只今説明のありました農地法第4条第1項番号1の規定による許可申請番号1を調査した仲田委員に報告を求めます。

・仲田昌勝委員 農地法第4条1項番号1番の農地転用の件を調査した結果を報告します。

11月9日、月曜日午前10時30分から申請地で現地調査を実施いたしました。立会は申請人代理人の〇〇〇〇、農業委員会事務局の三瓶係長、最適化推進委員の齋藤英幸さん、南條博さんに立会を頂き、私を含めた4人で現地調査を実施いたしました。

当該地は〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇から〇〇〇〇〇〇〇〇に進んだ〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇の土地です。土地の表示は〇〇〇〇〇〇〇〇、地目畑、地積494㎡、同〇〇〇〇〇〇〇〇、地目畑、地積501㎡、2筆合計995㎡の土地です。

申請人は住所〇〇〇〇〇〇〇〇で氏名〇〇〇〇、職業〇〇〇〇です。

申請理由は、本人は高齢であり息子夫婦も共働きで将来農業を継続するには安定した農外収入が必要であることからアパート経営の計画となりました。また、土地の選定理由としては当該地域は〇〇〇〇〇〇〇〇や〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇があり入居者の潜在的需要が見込める土地であることから本計画となりました。

土砂の流出等の災害を防止するための措置として、敷地外周に積ブロックを設置し土砂の流出を防ぎます。農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさないための措置として、し尿及び生活雑排水は合併浄化槽を設置し、浄化排水を敷地北東側の町道既設側溝に接続放流します。雨水排水も敷地北東側の町道既設側溝に接続放流します。周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼさない措置として、隣接する農地は休耕地であるが、日照を配慮し建物を敷地南側に配置いたします。また、当該地は第一種住居地域に位置し、近隣は宅地化されており転用することにより近隣農地に支障を及ぼす影響はありません。

以上調査した結果、この案件は問題ないと考えられますので皆様方の審議よろしく申し上げます。

・議 長 只今説明のあった農地法第4条第1項番号1について何かご意見等ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 異議のないものと認め、議案第52号 農地法第4条第1項番号1について承認するものと決定いたします。
- 

(3) 議案第53号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件

- ・議 長 続いて議案第53号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

- ・事務局長 (議案朗読)

農地法第5条第1項番号1についてですが事業計画者は太陽光発電施設の設置を目的とし今回の申請に至っております。なお、申請地は第2種です。

農地法第5条第1項番号2についてですが事業計画者は建売住宅を目的とし今回の申請に至っております。なお、申請地は第3種です。

- ・議 長 農地法第5条第1項の規定による許可申請番号1を調査した佐川委員に報告を求めます。

- ・佐川修一委員 農地法第5条第1項1番の農地転用のため、権利の設定について調査した結果を報告します。

調査日は令和2年11月9日午前9時より確認は設定人の〇〇〇〇が出席できないため、行政書士金沢和則氏に一任することで金沢和則氏。事務局より三瓶、最適化推進委員郷と私の4名で、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、1,054㎡のうち1㎡、同じく〇〇〇〇〇〇〇〇〇152㎡、同じく〇〇〇〇〇〇〇〇〇284㎡の合計437㎡を調査しました。

場所は〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇から西へ100m程の場所にあります。

申請理由として、老後の生活安定のため太陽光発電による売電事業が有望と考え日当たりが良くある程度の広さがある発電に適した土地を探していました。申請地は父所有の土地でもあり無償で借りることができるため初期費用を抑えることができるということです。

日照の問題や雨水による農業用排水などの付近の土地、住宅、農作物などに支障をきたすこともないと考えます。事業の操業期間または施設の利

用期間につきましては申請許可後30年間といたします。

以上調査した結果この案件は問題ありませんので、皆様の審議よろしく  
お願いいたします。

- ・議 長 審議に入る前に議案第53号農地法第5条第1項の規定による許可申請  
に対する意見決定の件について4番金沢委員は申請者の代理人ですので、  
農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限により、退席を求めま  
す。

(金沢委員 退席)

- ・議 長 只今説明のあった農地法第5条第1項番号1について何かご意見等ござ  
いませんか。

- ・仲田昌勝委員 残高証明が付いているのですが金額が載っていないので不要だと思いま  
す。付けるのであれば金額がわかるようにしたほうが良いと少し気になり  
ました。

- ・三瓶係長 残高証明についてですが、コピーをコピーしたので数字が消えてしまっ  
たようです。大変失礼いたしました。残高証明の金額についてはですね〇  
〇円の残高証明が付いております。なおこちらは〇〇〇〇の残高証明とな  
っております。その後ろのページに融資証明ということで会社より申請者  
に融資が行われるようです。

- ・議 長 そのほか何かございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 異議のないものと認め、議案第53号農地法第5条第1項番号1につい  
ては承認するものと決定いたします。金沢委員の入室を認めます。

(金沢委員 入室)

- ・議 長 続きまして、農地法第5条第1項の規定による許可申請番号2を調査し  
た仲田委員に報告を求めます。

- ・仲田昌勝委員 5条第1項番号2の農地転用の件を調査した結果を報告いたします。

11月9日、月曜日午前11時から申請地で譲渡人の代理人〇〇〇〇、  
農業委員会事務局三瓶係長、最適化推進委員齋藤英幸さん、南條博さん、  
私を含めた4人で現地調査いたしました。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇から〇〇〇〇〇〇〇〇  
に進み〇〇〇〇〇〇〇〇の川向の土地です。申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇、





くお願いします。

- ・議 長 只今説明のありました石川町農業振興地域整備計画の変更許可申請番号1について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 異議のないものと認め、議案第55号農業振興地域整備計画の変更許可申請番号1に対する意見決定の件について承認するものと決定いたします。

---

(6) 議案第56号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件

- ・議 長 次に議案第56号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件を議題といたします。事務局の説明を求めます。

- ・事務局長 (議案朗読)

- ・議 長 只今説明のありました農地集積計画について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 異議のないものと認め、議案第56号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件については承認するものと決定いたします。

---

(6) 議案第57号

農地中間管理事業に係る農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画の諮問に対する意見決定の件

- ・議 長 次に議案第57号 農地中間管理事業に係る農地中間事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画の諮問に対する意見決定の件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

- ・事務局長 (議案朗読)

なお、この農地は農用地利用集積計画により担い手へ集積されておりましたが、この担い手が不慮の事故によりお亡くなりになったため、この担い手と機構との契約を合意解約しました。そのため、機構に貸付されている農地を農用地配分計画により新たな担い手へ配分するためのものです。

- ・議 長 只今説明のあった農地中間管理事業に係る農地中間事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画の諮問に対する意見決定の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 異議ないものと認め、議案第57号農地中間管理事業に係る農地中間事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画の諮問に対する意見決定の件については承認するものと決定いたします。

以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。これで本日の会議を閉じます。

午後2時01分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証するため署名する。

令和2年11月16日

石川町農業委員会

石川町農業委員長 \_\_\_\_\_

議事録署名人 1番 \_\_\_\_\_

2番 \_\_\_\_\_